令和6年度公園及び児童遊園等監査 の結果に係わる措置状況報告

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第199条 第14項の規定に基づき、令和6年度公園及び児童遊園等監査の 結果に係わる措置状況について、別紙のとおり公表する。

令和6年11月28日

東京都北区監査委員 佐 藤 明 充

同 西村泰信

同 ふるた しのぶ

同 石川 さえだ

6 北土道第 2576 号 令和 6 年 11 月 18 日

北区監査委員 様



令和6年度公園及び児童遊園等監査の結果に係わる 措置状況について

このことについて、令和6年5月23日付6北監第1157号による指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第百九十九条第14項の規定に基づき通知します。

記

1. 指摘事項及び措置内容

指摘事項

(1) 滝野川馬場児童遊園において、区の所有ではない老朽化し一部破損した構造物(小屋、電線を含む)が、東京都北区立児童遊園条例第三条ただし書きに定める区長の許可を受けずに設置されていた。安全性及び建物の防火性等を鑑み、適正な施設の管理運営へ改善されるよう、検討されたい。 (道路公園課)

措置内容

(1) 当該構造物(小屋、電線)は、地元町会の所有であることが判明した。 当児童遊園の適正な管理運営に向け、所有者である町会と協議を行い、 改善することといたしたい。